

## 施設から

### S&Dスポーツアリーナ羽村 (月曜休館) ☎ 555-0033

#### 学校体育館で空調設備が利用できます

6月1日から学校施設(体育館)の貸出時に、体育館の空調設備を利用することができます。

#### 利用方法

- ①事前に学校施設使用申請書を提出
  - ②1時間当たり600円の器具使用料を納付(前月の26日～使用日の7日前)
  - ③空調設備操作盤の鍵を借りる(当日または翌日に返却)
- ※詳しくは、市公式サイトを確認するか、問い合わせてください。



▲市公式サイト

### S&Dスイミングプラザ羽村 (月曜休館) ☎ 579-3210

#### 水中ウォーキング講習会

6月14日(出)午前10時～10時50分 対16歳以上の方 定30人(当日先着順) 費市内在住・在勤・在学の方500円/その他750円 申当日の午前9時～9時50分に、直接プール受付へ



▲S&Dスイミングプラザ羽村

## 生理用品を無償で配布します

女性の経済的な負担を少しでも軽減するため、生理用品を配布します。  
 期6月13日(金)～16日(月)(閉庁日・休館日を除く) 配布場所・時間市役所1階多目的室…午前9時～午後5時(6月14日(土)は午前9時～正午) / プリモホールゆとりぎ窓口…午前9時～午後8時 配布内容生理用品1人1パック(当日先着順) 受取方法一部市内公共施設に設置する配布カードや市公式サイト画面を提示するか、窓口に掲示している案内ポスターを指差して職員に伝えてください。言葉に出さなくても、受け取ることができます。  
 ※詳しくは市公式サイトを確認してください。



▲市公式サイト

問総務課総務係☎ 347

## 危険物安全週間 6月8日(日)～14日(土)

### 危険物を安全に取り扱うポイント

- 火気の近くでは使用しない。
- 詰め替える場所では換気を行う。
- 直射日光が当たる場所に保管しない。
- お住まいの自治体の分別排出ルールや指示に従って、正しい方法で廃棄する。

問防災安全課防災・危機管理係☎ 214



## 人権擁護委員は私たちの相談パートナーです

6月1日は人権擁護委員法が施行された日です。人権擁護委員は法務大臣から委嘱された、民間のボランティアの方々です。羽村市では4人の委員が活動しています。

### 主な活動

- 人権・身の上相談 人権に関する相談を受け、問題解決のお手伝いをしています。不当な迫害・いじめなど、人権に関することで困っている時は相談してください。
- 期毎月第3木曜日午後1時30分～4時30分 会市役所1階市民相談室 定各日3人(申込順)
- 申・問事前に、電話または直接、秘書広報課市民相談係☎ 541へ
- 人権啓発活動 イベントや小・中学校で、人権を尊重することの大切さを正しく認識してもらうための活動をしています。
- 問総務課総務係☎ 348

## 暮らし

### 適正管理化学物質の使用量報告書などの提出を

工場、指定作業場で対象化学物質を年間100kg以上取り扱っている場合、前年度分の使用量などの報告が義務付けられています。  
 提出書類適正管理化学物質の使用量等報告書、化学物質管理方法書(改定した場合のみ) 期限6月30日(月) 提出先・問環境政策課☎ 225

## 登記相談

不動産の登記や土地の境界争議などに関する相談をすることができます。相談日の1か月前から予約を受け付けます。  
 期偶数月の第3火曜日午後1時30分～4時30分 会市役所1階市民相談室 定各日6人(申込順)

### 高次脳機能障害の相談を受け付けています

脳卒中などの病気や交通事故に遭った後、「怒りっぽくなった」「新しいことが覚えられない」などの症状がありませんか。これらの症状は「高次脳機能障害」かもしれません。この障害は見た目では分からないため、周囲の理解が得にくく、本人や家族が生活に困難を感じることも多くとされています。困っていることやこれからの生活のこと、社会資源の利用方法、医療機関の受診などについて、専門の相談員による個別相談を行っています。障害福祉課に予約の上、お越しください。  
 期毎月第3火曜日午後2時～4時 申・問障害福祉課☎ 186



### 声の広報をお届けしています

視覚障害のある方などに、広報はむらの音訊(抜粋)CDをお配りしています。発行は広報はむらと同じ毎月1日と15日です。「声のボランティア桑の実」に協力いただいで作成しています。ご希望の方は問い合わせてください。  
 問秘書広報課広報・シティプロモーション係☎ 337

## 子育て

### 児童手当・児童育成手当の現況届を忘れずに

受付6月2日(月)～30日(月)の午前8時30分～11時30分、午後1時～4時30分(土・日曜日を除く)  
 ※郵送での提出も可能です(6月30日(月)必着)。

### 提出先・問市役所2階子ども政策課【児童手当】

一部の方を除き、現況届の提出は不要です。対象の方には、5月下旬に届出用紙を送付しました。

### <現況届の提出が必要な方>

- ①離婚協議中で配偶者と別居している方
- ②配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
- ③支給要件児童の戸籍がない方
- ④その他、市から提出の依頼があった方

### 【児童育成手当】

継続して受給する方は、現況届を提出してください。届け出がないと6月分以降の手当が受けられません。届出用紙は5月下旬に送付しました。  
 問子ども政策課☎ 236

### 児童手当・児童育成手当を支給

6月13日(金)に6月期分の児童手当(4～5月分)と児童育成手当(2～5月分)を指定の口座に振り込みます。確認してください。  
 問子ども政策課☎ 236

## 1歳児教室 1歳ちゃん♪生まれ～!

期6月17日(火)午前9時30分～11時30分 会保健センター 対6月に1歳になる市内在住のお子さんと保護者 定15組程度(申込順) 持母子健康手帳、バスタオル、飲み物  
 申・問6月2日(月)午前9時から、右の申込フォーム、電話または直接、こども家庭センター母子保健・相談係(保健センター内)☎ 693へ



▲申込フォーム



## 相談

### 多摩パブリック法律事務所 無料法律相談会

お金のトラブル、不動産関係、相続のことなど幅広く相談することができます。気軽に相談してください。  
 期6月21日(出)午前10時～午後4時(1枠30分) 会多摩パブリック法律事務所(立川市) 定32人(当事務所を初めて利用する方限定)  
 申・問6月2日(月)から、電話で、多摩パブリック法律事務所へ☎ 548-2450(午前9時30分～午後5時。土・日曜日を除く)

有料広告

満2歳児・2歳児の預かり  
れもんぐみ開設

保護者の方の就労の有無に関わらず  
お子様をお預かりします

9:00～11:30(昼食なし) 1,100円  
9:00～14:00(昼食あり) 2,200円

見学・相談  
大歓迎!

ご家庭の状況により保育料が减免される場合があります 保育の様子動画はコチラ

富士学院幼稚園  
羽村市神台1-23-3  
お電話でのお問合せ  
☎ 042-555-1241